平成２１年（フ）第３０８８号
横浜市南区万世町２丁目36番地　レ・シェーナ404号、開始決定時の住所横浜市中区初音町３丁目61番地１　クリオ黄金町壱番館601号室
破産者　奥村　　稔
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
岐阜県美濃加茂市島町２丁目３番17号　ハイム　ディライラⅠ　102号
破産者　前田　正之
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第２８号
名古屋市南区桜本町151番地の３　さくらハイツ110号、住民票上の住所岐阜県土岐市曽木町455番地の５
破産者　伊藤　俊人
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６６号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番３―312号　白鳥パークハイツ日比野東、開始決定時の住所名古屋市港区七番町４丁目14番地の２　カルティア東海通702号
破産者　荒川　　潔
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５９３号
京都市伏見区銀座町２丁目326―５　マットハウス銀座堂201号室、破産手続開始決定時の住所京都市伏見区新町六丁目473番地２
破産者　澤田　雄児
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５９４号
京都市伏見区新町６丁目473番地２
破産者　澤田　久子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９号
徳島県三好市三野町芝生732番地
破産者　北川　博次
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第２１６号
鹿児島県鹿児島市錦江台１丁目54番５号
破産者　小林　裕俊
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３６号
群馬県伊勢崎市飯島町20番地
破産者　竹越　　清
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２０年（フ）第１０２号
兵庫県洲本市中川原町中川原82番地２
破産者　神代　建治
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６７号
奈良県橿原市曽我町555番地の２
破産者　川合メリヤスこと　川合　利雄
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
奈良県宇陀市榛原区萩乃里127番地
破産者　乾　　滋子
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番22―106号、開始決定時の住所奈良県橿原市雲梯町612番地の15
破産者　増田　義一
1　決定年月日　平成22年９月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７８３号
岩手県久慈市山形町川井第９地割２番地
破産者　追久保フミヨ
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８９１号
宮城県黒川郡富谷町ひより台２丁目22番地９　ニューシティふじ202
破産者　菊地　　豊
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第３４８号
富山市稲荷町３丁目１番７号
破産者　青山　　昭
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４９号
富山市稲荷町３丁目１番７号
破産者　青山　都子
1　決定年月日　平成22年９月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部